確　　認　　書

山江村農業委員会長　様

　今般の農地法第３条申請に伴う農地の取得に際し次の事項を確認しました。

* 農地法第３条の趣旨を理解し、取得地について不動産の投機目的でははく、

耕作の用に供すること。

* 農地取得後については、農地取得者が主体となって耕作をすること。
* 近隣農地所有者及び地域の農業上の取り決め等があるか確認し、トラブル

とならないよう事前の意思疎通を十分に行うこと。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 土地の所在 | 地目 | 取得面積合計 |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　他　　筆 | 田 | 　　　　　　㎡ |
| 他　　筆 | 畑 | 　　　　　　㎡ |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

申請者（譲受人）

　　　　　住　所

　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（自署）